

平成23年 No.19

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

制定理由

共同研究の契約内容の変更手続きに関して、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 3月23日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第12号

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：共同研究の契約内容の変更手続きに関して、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(研究の中止又は契約内容の変更)</p> <p>第11条 <u>共同研究機関は、研究を中止又は契約内容を変更する必要があるときは別に定める共同研究変更願を所属部局の長を経て、学長に提出するものとする。</u></p> <p>2 学長は、前項の申請を受理したときは、<u>教育研究評議会（<u>連合学校教育学研究科</u>にあつては、<u>連合学校教育学研究科委員会</u>）の議を経て、契約内容の変更を決定するものとする。</u></p> <p>3 学長は、前項による決定を行ったときは、別に定める共同研究変更決定通知書により<u>契約担当役、共同研究機関及び所属部局の長</u>に対し、通知するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(研究の中止又は期間の延長)</p> <p>第11条 <u>共同研究代表者は、研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、別に定める共同研究変更願を直ちに学長に提出するものとする。</u></p> <p>2 学長は、前項の変更が共同研究の遂行上、やむを得ないと認めるときは、<u>共同研究機関と協議の上、共同研究の中止又は期間の延長を決定するものとする。</u></p> <p>3 学長は、前項による決定を行ったときは、別に定める共同研究変更決定通知書により<u>契約担当役に通知するものとする。</u></p> <p>[省略]</p>